

(仮称) 箒根地区義務教育学校設置準備委員会規約

(設置)

第1条 那須塩原市箒根地区における関谷小学校、大貫小学校、横林小学校及び箒根中学校（以下「箒根地区各校」という。）を一つとした新しい施設一体型義務教育学校（以下「新しい学校」という。）の設置を円滑に推進するとともに、新しい学校の開校に向けての準備に資するため、箒根地区義務教育学校設置準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項を協議し、那須塩原市教育委員会に意見する。

- (1) 新しい学校の名称、校歌、校章等に関する事。
- (2) 新しい学校の運営及び教育計画に関する事。
- (3) 新しい学校の通学体制に関する事。
- (4) 新しい学校のPTA組織の運営に関する事。
- (5) 新しい学校への移転準備に関する事。
- (6) 箒根地区各校の閉校及び新しい学校の開校の式典行事等に関する事。
- (7) 箒根地区各校の歴史及び伝統の保存に関する事。
- (8) 箒根地区各校の跡地利用に関する事。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、新しい学校の設置に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 準備委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 箒根地区各校のPTAの代表者又は代表者が推薦する者
- (2) 箒根地区各校の学区の代表者又は代表者が推薦する者
- (3) 箒根地区各校の校長、教頭及び教職員の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、準備委員会が必要と認める者

2 前項各号に掲げる委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 前項1号に掲げる委員 各校2名
- (2) 前項2号に掲げる委員 各校3名
- (3) 前項3号に掲げる委員 各校3名
- (4) 前項4号に掲げる委員 若干名

3 準備委員会は、前条各号に掲げる事項の協議が終了するまで活動するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条各号に掲げる事項の協議が終了するまでの間とする。

2 委員が欠けたときは、これを補充しなければならない。

3 前条第1項各号に該当する委員が役職を退いたとき又は推薦を解かれたときは、その後任者又は新たに推薦された者が委員となる。

(役員)

第5条 準備委員会に次の役員を置き、委員の互選によりこれを定める。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1～2人

2 会長は、準備委員会の会務を総理し、これを代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事において議決する必要があるときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議には、教育委員会事務局職員等（以下「職員」という。）が出席し、及び発言することができる。

5 準備委員会は、出席委員の過半数が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(班)

第7条 準備委員会は、第2条に規定する協議事項について調査検討を行うための班を置くことができる。

2 班は、会長が任命する委員をもって組織する。

3 班に班長及び副班長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

4 班長は、班を代表し、班の調査検討の結果を準備委員会に報告する。

5 副班長は、班長を補佐し、班長が事故あるとき又は班長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 班の会議は、班長が招集し、その議長となる。ただし、第1回目の班の会議は、会長が招集する。

7 班は、必要があると認めるときは、班の会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

8 班の会議には、職員が出席し、及び発言することができる。

(庶務)

第8条 準備委員会及び班の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、準備委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和元年10月31日から施行する。